

# 淡路広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成 28 年 3 月 29 日  
条 例 第 5 号

改正 令和 2 年 2 月 20 日 条例第 3 号  
令和 5 年 2 月 17 日 条例第 2 号

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表事項)

**第 2 条** 人事行政の運営の状況に関し、企業長が公表しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業に関する状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める事項

(公表の時期)

**第 3 条** 企業長は、毎年11月末日までに、その概要を公表しなければならない。

(公表の方法)

**第 4 条** 前条の公表は、淡路広域水道企業団公告式条例（昭和57年淡路広域水道企業団条例第2号）により行うものとする。ただし、必要に応じ企業長が適当と認める方法により公表することができる。

(委任)

**第 5 条** この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年2月20日条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年2月17日条例第2号）

（施行期日）

**第1条** この条例は、令和5年4月1日から施行する。（後略）